

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により次のとおり公表する。

協議の場を設けた区域の範囲	協議の結果を取りまとめた年月日	当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況	当該区域における農業の将来の在り方	当該区域における農地中間管理事業の活用方針
後迫 (高宮町)	R2.1.29	法人 0経営体 個人 2経営体 集落営農 0組織	農地利用は、中心経営体である農業者2名が担う他、必要に応じて他集落の農業者の受入れを促進することにより対応する。中山間地域等直接支払交付金事業等を活用し、地域内の鳥獣害防止対策や水路補修等に取り組む。	中心経営体の営農継続が困難となった場合に、農地の新たな受け手への付替えを円滑に進めることができるよう、農地所有者が農地を貸し出す際は、原則として、農地中間管理機構に貸し付ける。
行田 (高宮町)	R2.1.29	法人 1経営体 個人 0経営体 集落営農 0組織	農地利用は、中心経営体である認定農業者1法人が担う。集落で中心経営体を支援する体制を構築するとともに、中山間地域等直接支払交付金事業等を活用し、地域内の鳥獣害防止対策等に取り組む。	中心経営体への農地集約が円滑に行えるよう、農地所有者が農地を貸し出す際は、原則として、農地中間管理機構へ貸し付ける。
常広 (高宮町)	R2.1.29	法人 0経営体 個人 7経営体 集落営農 0組織	農地集約は、中心経営体である認定農業者3名、認定新規就農者1名、その他農業者3名を中心に進めていくが、中心経営体に対応できない場合は、他の農業者の受入れを促進することに対応する。中山間地域等直接支払交付金事業等を活用し、地域内の鳥獣害防止対策に取り組むことにより、中心経営体を支援する。	中心経営体への農地集約、分散錯圃解消を目指すとともに、中心経営体の営農継続が困難となった場合に、農地の新たな受け手への付替えを円滑に進めることができるよう、農地所有者が農地を貸し出す際は、原則として、農地中間管理機構に貸し付ける。
原田 (高宮町)	R2.1.29	法人 4経営体 個人 21経営体 集落営農 0組織	農地集約は、中心経営体である地域内の認定農業者16名(うち、地域内に3法人、地域外に1法人)、その他農業者9名を中心に進めていく。各中心経営体は、経営農地を交換することで分散した農地の集約化を図るとともに、地域の農業者から農地を引き受ける依頼があったときは、可能な範囲でこれに応じる。日本型直接支払交付金事業を活用し、集落で草刈り作業を行う等、中心経営体を支援する体制を構築する。	認定農業者である中心経営体は全域を対象に、それ以外の中心経営体は各旧プラン地域の農地を対象に農地集約を進めていく。農地集約、分散錯圃解消が円滑に行えるよう、農地所有者が農地を貸し出す際は、原則として、農地中間管理機構に貸し付ける。